

学校教育現場における身体的介入の使用条件について

鈴木 弘充^a

^a 湘北短期大学保育学科

【抄録】

「身体的介入」は、危険な行動に対する、動き、移動を制限、抑制するための直接的、物理的な力による対処である。身体的介入は、他の手段がなく、明らかに実害が生じる可能性が大きい危機的状況においてのみ使用されるべきである。従って、身体的な介入の使用を統制するための指針が必要となる。

【キーワード】

身体的介入 指針 教育

1. はじめに

学校教育現場において、突発的に起きる児童・生徒の暴力、破壊的行動、危険な行動に対する対応は、教師を悩ませる課題の一つである。学校、教室では、自ら及び他の児童・生徒に危害を及ぼす行動、物品を破損する行動、重大な事故につながる衝動的な行動など、教師の瞬時の判断による緊急な対応が必要となる場面は少なくない。特に、自己抑制の未発達や衝動性等の情緒的な課題があったり、さらに自閉症や知的障害を有する場合は、認知、理解面での困難があるなど、このような事態では、言葉による制止が効かないことがほとんどであり、教師が「身体を張って」止める、安全な場所に引っ張っていく、といった身体的・物理的な対応をやむを得ずとることになる。しかし、その都度、その場しのぎの身体的・物理的な対応をとるだけでは、行動の改善は望めず、教育的な指導にはつながらないであろう。また、やみくもに無制限に身体的・物理的に対応することは、互

いの行動をエスカレートさせ、冷静さを欠いた過剰な対応が、双方のけがや、教師の「虐待」を招く恐れもある。

子どもの行動に対するその場の緊急の対応として、身体的・物理的に行動を制止、制限することについては、「身体を使っての介入」という用語を用いて、その使用の詳細な手引きである、“Physical Interventions: A Policy Framework” (Harris, et al., 1997. 以下、“Physical Interventions”) が紹介されているものの (Adrianら (1998) の “Anger Management: A Practical Guide” を邦訳した「子どもをキレさせないおとなが逆ギレしない対処法」(2003))、それは、知的障害や(を伴った)自閉症児・者に対する “Physical intervention” の使用に関する指針を提示した手引書であり、邦訳もされておらず、本邦の教育現場でそのまま利用できるようなものとはいえない。教育現場において「身体を使っての介入」がなされるのは、教師のその時々判断で、その内容、程度も教師の裁量に任されているというのが現状であろう。教育

機関として、「身体を使つての介入」の使用条件や注意点等に関する明確な指針が必要ではないだろうか。

また、「身体を使つての介入」という用語は、介入する側（教師）が「体を張つて」児童・生徒の行動を止めるという意味で使われているが、“Physical Interventions”ではそのような対応は一部に過ぎない。その他の施錠などの物理的対応の場合は、介入される側は常に身体的要素を含むが、介入する側に身体的要素はなく、より包括的で簡潔な表現として、看護の分野で患者の暴力への対応法を論じる中で使用されている「身体的介入」（吉浜・良知，2005）の方が、ふさわしいと思われる。

本研究では、児童・生徒の危険行為を止めるために身体的・物理的に行動を制止、制限する対応を「身体的介入」として“Physical Interventions”を基に、身体的介入とは何か、その問題点と指針の必要性、指針に含まれるべき内容について示し、身体的介入を使用する場合の条件について検討する。

Ⅱ. 身体的介入とは何か

1. 身体的介入の定義

“Physical Interventions”によれば、身体的介入とは、「動きや移動を制限又は抑制するためのある程度の直接的な物理的な力を含む、あらゆる対応法」である。

例として、腕で他人を抑える、ベッドや椅子に縛る、腕や足の運動を制限するために添え木を使用する、部屋から出られないようにドアに施錠することが挙げられている。さらに、抵抗し続けようとする動きを制限することを含む、としている。

したがって、教育やセラピーで使用されるような、手での促し（manual prompting）、身体的な

手引き、単純なサポートのような他の身体接触の様式とは質的に異なる、とされる。

2. 身体的介入の対象となる行動

身体的介入が適用されるのは、“その人または他人の身体が深刻な危険にさらされかねない強度、頻度、持続での文化的に異常な行動、又は、厳しく制限されるような行動、あるいは、通常の見守りの施設では結果的に使用が拒否されるような行動”（Emerson1995）である。それらには、他人に向けられた暴力（Emerson, Barrett, Bell et al 1987; Harris and Russell 1989; Emerson 1995）や「苦痛、混乱、又はパニックから引き起こされる標的が明確でない暴力が含まれる。もう一つの比較的一般的な行動は、自身に向けられた暴力、又は自傷である。例として、拳で頭を叩く、堅い物に頭をぶつける、つねる、目をえぐる、等が含まれる。第三に、自分自身の安全、又は他者の安全を無視した無謀な行動、例えば、混雑した道路を横切って歩き回る、絶え間なく火をつけるなどの行動が挙げられている。さらに、資産に深刻な損害を引き起こす行動も、身体的介入の対象となる」とされる（“Physical Interventions”）。

3. 身体的介入の種類

身体的介入は、“Physical Interventions”によると、大きく3種類に分けられる。

(1) 直接的な身体接触

例・混雑した大通りを歩き回るのを防ぐために手で誘導する

- ・ステレオタイプな動きを止めるために、手を抑える
- ・他者への攻撃を防ぐために、腕や足を抑える

(2) 運動の自由を制限するための、鍵をかけたド

アのような障壁の使用

- 例・容易に立ち歩きができないように、机に固定された椅子に子どもを座らせる
- ・ドアノブや掛け金を手の届かない位置に設置する
- ・ドアに鍵を掛ける

(3) 運動を制限又は防止するための道具又は設備
例・車いすに固定する

- ・頭突きの影響を減少させるため、ヘルメットを着用させる
- ・運動を制限させるために腕に添え木をあてる。

Ⅲ. 身体的介入の問題点と指針の必要性

すでに述べたように、身体的介入には、多くの問題点があり、その使用においては明確な制限を設けることが必要であろう。身体的介入に関する指針に関して、Mental Health Act Code of Practice (1993; p.77) には、身体的介入は「最後の手段としてのみ使用されるべきであり、決して当然のことではない」と記述されている。もし、介入を差し控えた時に明らかな害が生じる可能性が大きいような危機において使用されるべきであり(“Physical Interventions”)、「あらゆる抑制は状況において合理的でなければならない。妨げる必要のある危害を扱うための必要最低限でなければならない。(Mental Health Act Code of Practice, 1993; p.78)」とされる。

以下に、“Physical Interventions”をもとに身体的介入の問題点と指針の必要性についてまとめる。

1. 身体的介入の問題点

- (1) 身体的介入を使用する側、される側、双方に怪我をする可能性がある。
- (2) 無計画な身体的介入の使用は、使用する側、される側の双方の強い心理的ストレスを招く可能性がある。
- (3) 状況によっては、非合法的である。
- (4) 統制されていない身体的介入の使用は、虐待につながりうる。
- (5) 身体的介入の使用は、使用される側の最善の利益に反する可能性がある。
- (6) 身体的介入よりも効果的な、他の非身体的な方法があるかもしれない。
- (7) 不適切な身体的介入の使用は、問題行動をエスカレートさせる可能性がある。
- (8) 身体的介入の使用は、尊敬、威厳、選択のような、使用される側の重要な価値と矛盾するかもしれない。

以上のような問題点があるにもかかわらず、教育現場においては、何らかの身体的介入が必要となるような状況は避けられそうもないと思われる。そのような状況においては、「身体的介入を使用する側とされる側の双方を保護するために、その使用を統制するための指針が必要となる(“Physical Interventions”)」。

2. 身体的介入の使用に関する指針の必要性

身体的介入の使用に関する指針の必要性に関して、すでに挙げられている問題点と深い関連があるため、重複する内容もあるがそのまま“Physical Interventions”から抜粋する。

- (1) 自閉症を伴う知的障害児・者、又は自閉症児・者の場合、しばしば止めざるを得ない行動を示す。
- (2) 状況によっては、身体的介入が必要又は実際に避けられないと判断される。

- (3) 自閉症を伴う知的障害、又は自閉症児・者の場合、身体的介入の誤用・悪用を含む虐待行為から、自分自身を守ることができない。
- (4) 身体的介入の誤用・悪用は、身体的外傷、心理的・身体的苦痛を生じさせる。
- (5) 状況によっては、身体的介入の使用、または脅迫的な使用は、非合法的となる。
- (6) 身体的介入が正当化されるような場合に限り、使用される側の最善の利益のためにのみ使用されるべきである。
- (7) 指針によって、身体的介入を使用するに当たっての適切な「安全装置」が明確化される；それは、使用する側、される側、組織を保護することになる。

3. 身体的介入の使用に関する指針の項目

指針に含まれるべき項目について、“Physical Interventions”をもとにまとめる。

- (1) 身体的介入を使用する側の法的責任と使用される側の法的保護の内容
- (2) 身体的介入の使用の判断に関わる価値的、倫理的基準
- (3) 身体的介入の使用を最小限にするための予防の手立て、その他のアプローチの内容
- (4) 使用される側の最善の利益を保証するための手段
- (5) 身体的介入を使用する側、される側、周囲の人々へのリスクの内容とリスクを最小化させる方法
- (6) 使用される側の安全や幸福を損なうことなく、身体的介入を使用する方法
- (7) 管理者が、方針の確実な実施を保証するためにできること
- (8) 雇用者と管理者が身体的介入を使用する側に対して、果たす責任の内容
- (9) 良い実践を開発するための、スタッフのト

レーニングの方法

以上の身体的介入の問題点、指針の必要性や含まれるべき項目をもとに、身体的介入の使用に関する条件について、大まかにまとめる。

4. 身体的介入の使用に関する条件

(1) 身体的介入を選択する条件

- ①人や物に危害が及ぶ可能性があり、②他に有効な手段がないと判断される場合

(2) 身体的介入の方法の条件

- ①安全で、②必要最低限の、③心理的、身体的ストレスに配慮した方法

(3) 身体的介入を行使するための前提条件

- ①環境整備等による予防や、児童・生徒の行動改善等の教育的取り組み
- ②適切に身体的介入を行使するための教師のトレーニング
(必要に応じて記録と報告)

IV. まとめ

身体的介入とは何か、その問題点と指針の必要性、指針に必要な項目について述べてきた。しかし、指針の作成には長期間の組織的な検討が必要であり、それ以前に、個々の教師がその場で扱っている所々でできる簡便な指針が必要であろう。また、指針に従って身体的介入を行使するには、冷静かつ効果的に対処することができるようなトレーニングが欠かせないと思われる。

文献

- ・ 吉浜文洋・良知雅美（2005）危機離脱技法—差し迫った身体的攻撃への対処 静岡県立大学短期大学部平成16年度教員特別研究報告書.
- ・ Adrian, F., Elizabeth, H. and Peter, S. (1998) Anger Management: A Practical Guide. David Fulton Publishers Ltd. 戸田有一（訳）（2003）子どもをキレさせないおとなが逆ギレしない対処法「キレ」の予防と危機介入の実践ガイド. 北大路書房.
- ・ Harris et al. (1997) Physical Interventions: A Policy Framework.
- ・ Emerson, E (1995) Challenging Behaviour: Analysis and Intervention in People with Learning Difficulties. Cambridge University Press.
- ・ Emerson, E., Barrett, S., Bell, C., Cummings, R., Hughes, H., McCool, C., Toogood, A., and Mansell, J., (1987) The Special Development Team: Developing Services for People with Severe Challenging Behaviors. Canterbury: University of Kent, Institute of Social and Applied Psychology.
- ・ Harris, P. and Russell, O. (1989) The Nature of Aggressive Behavior Among People with Learning Difficulties (Mental Handicap) in a Single Health District. Bristol: Norah Fry Research Centre.
- ・ Department of Health/Welsh Office (1993) The Mental Health Act, 1983, Code of Practice. London: HMSO.

Requirements for Use of Physical Intervention in Education

Hiromitsu SUZUKI

[abstract]

The term ‘physical intervention’ is used to describe any method of responding to challenging behavior which involves some degree of direct physical force to limit or restrict movement or mobility (“Physical Interventions”).

It should only be used in an emergency when there seems to be a real possibility that significant harm would occur if intervention is withheld. Therefore policies which help to regulate the use of physical intervention are necessary.

[key words]

Physical intervention, policies, education